

岩手県告示第97号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、クリーニング師の研修を次のとおり指定した。

平成25年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	名称	所在地
平成25年3月10日(日)	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6番50号

3 受講料 1人 5,000円